（第十四面）
（単位：百万円）

ＣＣＲ１：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効ＥＰＥ	規制上のエクスポージャーの算定に使用されるα	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	ＳＡ－ＣＣＲ				1.4		
［項を削る。］							
［略］							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１「ＳＡ－ＣＣＲ」の項には、自己資本比率告示第七十四条の規定によりＳＡ－ＣＣＲを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十四条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十四条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

b　平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番１と項番２との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十六条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十六条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c　項番２「期待エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第七十五条の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第七十五条第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については自己資本比率告示第七十五条第二項第一号の算式において用いるα又は自己資本比率告示第七十五条第四項の規定により独自に推計したαを、それぞれ記載すること。

［ｄ～ｆ　略］

g　項番６「合計」の項へ欄には、項番１から項番５までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、ｂにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

［ｈ～ｋ　略］

（第十四面）
（単位：百万円）

ＣＣＲ１：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効ＥＰＥ	規制上のエクスポージャーの算定に使用されるα	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1－1	カレント・エクスポージャー方式						
1－2	標準方式				1.4		
［同左］							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　項番１－１「カレント・エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第七十四条の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第七十四条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第七十四条第三項各号に掲げる額を、それぞれ記載すること。

b　項番１－２「標準方式」の項には、自己資本比率告示第七十五条の規定により標準方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第七十五条第一項第一号の算式において1.4を乗ずる前の額を、ニ欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

c　項番２「期待エクスポージャー方式」の項には、自己資本比率告示第七十六条の規定により期待エクスポージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第七十六条第二項第二号の規定により算出した額を、ニ欄については自己資本比率告示第七十六条第二項第一号の算式において用いるα又は自己資本比率告示第七十六条第四項の規定により独自に推計したαを、それぞれ記載すること。

［ｄ～ｆ　同左］

g　項番６「合計」の項へ欄には、項番１－１から項番５までの項へ欄の合計額を記載すること。

［ｈ～ｋ　同左］